

## 青森短期大学試験に関する規程

### (本試験)

第1条 本学における本試験は原則として、各学期末の一定期間に行う。試験は、筆記によるほか、担当教員の指示によって、実技、レポート、口答などの方法が用いられることがある。

### (追試験)

第2条 学生が病気その他やむを得ぬ私的事情で、本試験を受けられない時は追試験の機会を与える。

追試験許可の判定は、学生届出（医師の診断、保証人の証明など添付）に基づき事務局が行う。追試験料は1科目1,000円とする。

### (再試験)

第3条 本試験、追試験が不合格の者に対して、本人の申し出により機会を与えることができる。再試験料は1科目3,000円とする。

### (受験資格)

第4条 本試験の受験資格は、次の要件をすべてそなえている学生に与える。

- イ 各学期始めに当該科目の履修届を提出していること。
- ロ 出席日数が授業回数の70パーセントであること。
- ハ 授業料その他の納付金のすべてが納入済であること。（学期末試験の前にその学期の学納金は完納すること。）
- ニ 教授会において、特に失格条件を認められないこと。但し、上記の項に関して特別な事情のある学生は、当該担当教員及び事務局に届け出て、受験資格の有無の判定を仰ぐことができる。

### (試験方法)

第5条 試験の時間割は2週間前に公表する。

通常の場合、試験室への入室は時間を厳守すること。やむを得ない事情のある時は事務局へ届け出ること。又試験室より30分以前の退場は認められない。学生は学生証または受験票を持参し、指示する座席につき、厳正に受験しなければならない。又、試験開始後受験をキャンセルすることは認めない。

### (不正行為の罰則)

第6条 試験はすべて監督教員の指示で行われる。試験監督及び担当教員が不正行為を認めた時は、直ちに受験を停止させ、その科目を0点とし、当期の試験実施科目の評点はすべて半減する。

(成績評価)

第7条 成績評価は、試験の結果及び平常の学習状況などにより、その科目担当教員が行う。評点は100点法（絶対評価）で行い、60点以上を合格とし、その学生には当該科目の単位を修得したものと認める。59点以下は不合格とし、再試験に合格しないかぎり単位を与えない。

再試験の成績評価は取得点の80パーセントとする。担当教員は試験実施後10日以内に評点を事務局に提出する。

(成績と単位取得の記録と通知)

第8条 成績評価点及び修得単位数は、事務局において所定の学籍簿に記入し、保管する。学生へは何らかの方法で成績通知を行う。

(成績証明書の発行)

第9条 成績証明書は、本人、もしくは保証人の請求があった場合のみ発行する。その際、100点法を次のような評価で記入する。

100点～80点（優）            79点～70点（良）

69点～60点（可）           59点以下（不可）

単位取得、成績証明書の発行事務は事務局が行う。

第10条 本規程の改訂は教授会の議を経て行う。

附 則

1. 本条に規定のない事項に関しては、大学における試験実施の精神にそって、教授会もしくは事務局が、その都度処置をとる。
2. この規程は昭和37年より実施する。